

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年8月13日
【四半期会計期間】	第13期第1四半期（自平成20年4月1日至平成20年6月30日）
【会社名】	ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社
【英訳名】	Universal Solution Systems Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山口 浩行
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂一丁目12番32号
【電話番号】	03-3568-1305（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 青木 博之
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂一丁目12番32号
【電話番号】	03-3568-1305（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 青木 博之
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 （東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番9号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第13期 第1四半期 累計(会計)期間	第12期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 6月30日	自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日
売上高(千円)	660,151	2,309,607
経常利益又は経常損失()(千円)	11,312	506,398
四半期純利益又は当期純損失()(千円)	19,582	622,857
持分法を適用した場合の投資利益(千円)	-	-
資本金(千円)	968,150	915,900
発行済株式総数(株)	69,734	58,734
純資産額(千円)	787,791	663,709
総資産額(千円)	1,533,957	1,346,722
1株当たり純資産額(円)	11,297.09	11,300.25
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額()(円)	319.59	10,604.72
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	317.0	-
1株当たり配当額(円)	-	-
自己資本比率(%)	51.4	49.3
営業活動によるキャッシュ・フロー(千円)	53,185	163,674
投資活動によるキャッシュ・フロー(千円)	34,530	184,143
財務活動によるキャッシュ・フロー(千円)	163,915	40,734
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高(千円)	326,075	249,876
従業員数(人)	87	92

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3 持分法を適用した場合の投資利益は、関連会社の損益等からみて重要性が乏しいため記載しておりません。

4 第12期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

その他の関係会社

当四半期会計期間において、以下の会社が新たにその他の関係会社となりました。

なお、当該会社は有価証券報告書提出会社であります。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
株式会社光通信	東京都豊島区	54,155	法人事業、保険事業、SHOP事業、ベンチャーファンド事業	被所有 15.8	業務・資本提携、販売支援チームの受入れ等 役員の兼任 1名

4【従業員の状況】

提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数(人)	87 (12)
---------	---------

(注) 1 従業員数は、就業人員数であります。

2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当四半期会計期間の平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

3 臨時従業員には、パートタイマーを含み、派遣社員を除いております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社はASP事業及びeコマース事業を行っており、提供するサービスの性格上、生産に該当する事項はありません。

(2) 受注状況

当社が行うASP事業及びeコマース事業は、提供するサービスの性格上、受注生産という概念の意義が薄いため、当該記載を省略しております。

(3) 販売実績

当第1四半期会計期間における販売実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門	販売高(千円)	前年同期比(%)
ASP事業	425,131	-
eコマース事業	235,019	-
合計	660,151	-

(注) 1 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	当第1四半期会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
	販売高(千円)	割合(%)
(株)富士通ビジネスシステム	150,000	22.7
(株)コスト・イズ	68,580	10.4
(株)レストラン・エクスプレス	67,939	10.3

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【経営上の重要な契約等】

株式会社光通信との業務・資本提携について

当社は、平成20年5月22日に、株式会社光通信との間で、業務・資本提携を行うことについて、関係当局の許認可等を前提とした以下の基本合意契約を締結しております。

(1) 基本合意の趣旨・目的

介護事業分野に対して当社の持つソリューション開発力と、光通信の持つ強力な販売力を活用し、介護事業における一定レベルの市場シェアの獲得を実現します。更に光通信の持つ携帯電話業界に対する強い影響力を活用し、訪問介護事業所に対して当社は携帯電話を利用した画期的なモバイルソリューション「Mobile Care Online」の開発を進めてまいります。

(2) 業務提携の概要

当社の介護ソリューション「Care Online」の販売に関して、活動を促進させるために光通信グループより販売支援チームを受入れ、拡販のための製品パッケージのブラッシュアップ、販売ノウハウの蓄積などを共同で行った後に光通信グループの全国販売網を活用し全国普及活動を促進してまいります。

介護事業分野向け携帯電話ソリューションである「Mobile Care Online」の開発、製品化にあたっては、お互いの事業分野に対する強みを相乗し、完成度が高く普及しやすい商品を開発し、光通信グループの高い販売力により速やかな市場シェアの獲得を目指します。

光通信グループの取り扱う情報通信機器、携帯電話などについて当社のサプライ事業であるeコマース事業を通じて当社の既存顧客に販売又は取次を行います。

(3) 資本提携の概要

当社は、平成20年6月に株式会社光通信を割当先として、当社の普通株式を第三者割当増資の方法により11,000株を発行し、また同日同社に対して転換社債型新株予約権付社債を発行し、同社から差引手取概算額で194,500千円の資金を調達しました。なお、新株予約権付社債に付される新株予約権の目的となる株式の総数は、10,000株です。

3【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期におけるわが国経済は「改正建築基準法」施行の影響により住宅建設が減少、一方、サブプライムローン問題を背景とする世界経済への下振れ効果や原油価格の高騰、円高等の影響により、企業業績は足踏み状況となり、先行き不透明な状況で推移いたしました。

このような情勢の下、当社は本格的な業績回復に向け自社営業力の強化、パラマウントベッド株式会社との業務提携の推進に加え、当第1四半期において株式会社光通信との資本業務提携を行い、売上拡大に尽力してまいりました。

この結果、株式会社光通信との業務提携効果は今のところまだ準備段階であり業務提携による本格的な業績向上にはいたっておりませんが、前期末より継続している大型のソリューションを受注したこと及び、介護ソリューション事業の順調な伸長などにより前期、前々期とマイナスであった第1四半期の営業利益、経常利益はともに黒字となりました。

(参考までに前2期の第1四半期の実績は、平成19年3月期 営業利益 68,227千円 経常利益 71,070千円、平成20年3月期 営業利益 158,425千円 経常利益 160,358千円でした。)

以上の結果、当第1四半期の売上高は660,151千円となり、売上総利益は187,056千円、経常利益は11,312千円となりました。

事業部門別の売上高につきましては、ASP事業は425,131千円、eコマース事業は235,019千円となりました。

(2) キャッシュフローの状況

当第1四半期会計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前事業年度末より76,199千円増加し、326,075千円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

当第1四半期会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期会計期間における営業活動の結果、減少した資金は53,185千円となりました。収入の主な内訳は、未払金の増加によるキャッシュ・フローの増加49,825千円であり、支出の主な内訳は、売上債権の増加によるキャッシュ・フローの減少133,247千円であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期会計期間における投資活動の結果、減少した資金は34,530千円となりました。収入の主な内訳は、投資有価証券の売却によるキャッシュ・フローの増加10,340千円であり、支出の主な内訳は、ソフトウェアの取得による支出23,321千円及びソフトウェアの製作による支出19,354千円によるキャッシュ・フローの減少であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期会計期間における財務活動の結果、得られた資金は163,915千円となりました。これは、株式の発行による収入104,500千円及び新株予約権付社債の発行による収入95,000千円によるキャッシュ・フローの増加であり、支出の主な内訳は、未払金の返済による支出17,298千円及び短期借入金の返済による支出12,000千円によるキャッシュ・フローの減少であります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期会計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期会計期間における研究活動費の金額は、4,510千円であります。

なお、当第1四半期会計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期会計期間において、全事業年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	234,936
計	234,936

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成20年8月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	69,734	69,734	ジャスダック証券取引所	
計	69,734	69,734		

(注) 普通株式は完全議決権株式であり、権利内容になんら限定のない当社における標準となる株式であります。

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、以下のとおりであります。

(平成16年3月30日臨時株主総会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	410 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,230 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	45,985
新株予約権の行使期間	平成19年4月1日から 平成27年3月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 45,985 資本組入額 22,993
新株予約権の行使の条件	(注)7
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1 新株予約権被付与者のうち、監査役1名の退任により、新株予約権の個数が10個、新株予約権の目的となる株式の数が30株、それぞれが減少している。

2 なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端株が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(併合)の比率

3 平成18年2月9日開催の取締役会決議により、平成18年4月1日付で1株を3株とする株式分割を行っている。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されている。

- 4 平成20年5月22日取締役会決議、平成20年6月10日払込期日の第三者割当による新株式発行に係る1株当たりの払込金額が、新株予約権発行要項に定める行使価額の調整に関する事項に定める時価を下回っている。これにより、「新株予約権の行使時の払込金額」が調整されている。
- 5 当社が時価を下回る払込価額で新株式を発行するときは、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前払込金額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 6 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割} \cdot \text{併合の比率}}$$

7 新株予約権の行使の条件

- (1) 対象者は、権利行使時においても当社の取締役又は社員の地位にあることを要す。但し、任期満了による退任、定年退職、当社関連会社などへの移籍その他正当な理由がある退職の場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。但し、(4)に規定する「新株予約権割当契約」に定める条件による。
- (4) その他の条件は、臨時株主総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

8 新株予約権の取得事由及び取得の条件

新株予約権者が権利行使をする前に、注7(1)記載の条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で取得することができる。

(平成17年3月24日臨時株主総会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	450
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	176
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,350
新株予約権の行使時の払込金額(円)	33,779
新株予約権の行使期間	平成19年4月1日から 平成27年2月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 33,779 資本組入額 16,890
新株予約権の行使の条件	(注)6
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1 なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(併合)の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

- 平成18年2月9日開催の取締役会決議により、平成18年4月1日付で1株を3株とする株式分割を行っている。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されている。
- 平成20年5月22日取締役会決議、平成20年6月10日払込期日の第三者割当による新株式発行に係る1株当たりの払込金額が、新株予約権発行要項に定める行使価額の調整に関する事項に定める時価を下回っている。これにより、「新株予約権の行使時の払込金額」が調整されている。
- 当社が時価を下回る払込価額で新株式を発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- 新株予約権の行使の条件

- 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役、顧問又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要す。但し、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りではない。
- 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。
- 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
- その他の条件は、臨時株主総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

7 新株予約権の取得事由及び取得の条件

当社は、新株予約権の割当を受けた者が注6(1)に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合及び新株予約権を喪失した場合にはその新株予約権を取得することができる。この場合、当該新株予約権は無償で取得するものとする。

(平成17年3月24日臨時株主総会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	50
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	35
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	150
新株予約権の行使時の払込金額(円)	33,779
新株予約権の行使期間	平成19年4月1日から 平成27年2月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 33,779 資本組入額 16,890
新株予約権の行使の条件	(注)6
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1 なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(併合)の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

- 平成18年2月9日開催の取締役会決議により、平成18年4月1日付で1株を3株とする株式分割を行っている。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されている。
- 平成20年5月22日取締役会決議、平成20年6月10日払込期日の第三者割当による新株式発行に係る1株当たりの払込金額が、新株予約権発行要項に定める行使価額の調整に関する事項に定める時価を下回っている。これにより、「新株予約権の行使時の払込金額」が調整されている。
- 当社が時価を下回る払込価額で新株式を発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

6 新株予約権の行使の条件

- 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役、顧問又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要す。但し、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りではない。
- 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。
- 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
- その他の条件は、臨時株主総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

7 新株予約権の取得事由及び取得の条件

当社は、新株予約権の割当を受けた者が注6(1)に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合及び新株予約権を喪失した場合にはその新株予約権を取得することができる。この場合、当該新株予約権は無償で取得するものとする。

会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（平成20年5月22日取締役会決議）

	第1四半期会計期間末現在 （平成20年6月30日）
新株予約権付社債の残高（百万円）	95
新株予約権の数（個）	10
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	10,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	9,500
新株予約権の行使期間	平成20年6月11日から 平成23年6月8日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 9,500 資本組入額 4,750
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権1個の一部行使はできない。 本社債の償還期限の経過した後は、本新株予約権の行使をすることができない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みに関する事項	本新株予約権付社債権者が本新株予約権を行使したときは、当該本新株予約権に係る本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込があったものとみなす。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（3）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

（4）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 （株）	発行済株式 総数残高 （株）	資本金増減額 （千円）	資本金残高 （千円）	資本準備金 増減額 （千円）	資本準備金 残高 （千円）
平成20年6月10日 （注）	11,000	69,734	52,250	968,150	52,250	575,200

（注）有償第三者割当 発行価格 9,500円 資本組入額 4,750円

割当先 株式会社光通信 11,000株

(5) 【大株主の状況】

平成20年6月10日付けで株式会社光通信に対し、第三者割当増資を行ったため、以下のとおり大株主の異動がありました。

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社光通信	東京都豊島区南池袋一丁目16番15号	11,000	15.77

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成20年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

平成20年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 58,734	58,734	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	58,734	-	-
総株主の議決権	-	58,734	-

【自己株式等】

平成20年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年4月	5月	6月
最高(円)	10,200	19,560	14,980
最低(円)	8,550	9,250	10,750

(注) 最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所におけるものであります。

3【役員の状態】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号、以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、優成監査法人による四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成20年6月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	326,075	249,876
売掛金	440,552	307,304
仕掛品	290	-
その他	90,121	77,342
貸倒引当金	68,375	59,414
流動資産合計	788,663	575,109
固定資産		
有形固定資産	38,316	38,449
無形固定資産		
ソフトウェア	442,614	464,636
その他	1,706	1,712
無形固定資産合計	444,320	466,349
投資その他の資産	259,664	266,454
固定資産合計	742,302	771,253
繰延資産	2,991	360
資産合計	1,533,957	1,346,722
負債の部		
流動負債		
買掛金	131,502	157,363
短期借入金	73,000	85,000
1年内返済予定の長期借入金	4,682	8,168
1年内償還予定の社債	200,000	200,000
未払法人税等	2,438	4,650
賞与引当金	6,709	26,961
その他	188,897	148,829
流動負債合計	607,229	630,973
固定負債		
転換社債型新株予約権付社債	95,000	-
退職給付引当金	6,501	6,498
その他	37,435	45,541
固定負債合計	138,936	52,040
負債合計	746,166	683,013

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成20年6月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	968,150	915,900
資本剰余金	575,200	522,950
利益剰余金	755,558	775,140
株主資本合計	787,791	663,709
純資産合計	787,791	663,709
負債純資産合計	1,533,957	1,346,722

(2) 【 四半期損益計算書 】
【 第 1 四半期累計期間 】

(単位 : 千円)

	当第 1 四半期累計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 6 月30日)
売上高	660,151
売上原価	473,095
売上総利益	187,056
販売費及び一般管理費	186,726
営業利益	329
営業外収益	
受取利息	2
受取手数料	19,047
その他	1
営業外収益合計	19,052
営業外費用	
支払利息	1,877
資本業務提携関連費用	6,000
その他	191
営業外費用合計	8,069
経常利益	11,312
特別利益	
投資有価証券売却益	9,154
特別利益合計	9,154
税引前四半期純利益	20,466
法人税、住民税及び事業税	884
四半期純利益	19,582

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	20,466
減価償却費	58,654
新株発行費償却	149
社債発行費償却	17
貸倒引当金の増減額(は減少)	8,961
賞与引当金の増減額(は減少)	20,252
退職給付引当金の増減額(は減少)	2
受取利息及び受取配当金	2
支払利息	1,877
投資有価証券売却損益(は益)	9,154
売上債権の増減額(は増加)	133,247
たな卸資産の増減額(は増加)	290
仕入債務の増減額(は減少)	25,861
未払金の増減額(は減少)	49,825
その他の資産の増減額(は増加)	7,018
その他の負債の増減額(は減少)	6,839
小計	49,030
利息及び配当金の受取額	2
利息の支払額	2,683
法人税等の支払額	1,474
営業活動によるキャッシュ・フロー	53,185
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	2,199
投資有価証券の売却による収入	10,340
ソフトウェアの取得による支出	23,321
ソフトウェアの製作による支出	19,354
敷金及び保証金の増減額(は増加)	5
投資活動によるキャッシュ・フロー	34,530
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の返済による支出	12,000
長期借入金の返済による支出	3,486
新株予約権付社債の発行による収入	95,000
新株予約件付社債の発行による支出	646
株式の発行による収入	104,500
株式の発行による支出	2,152
未払金の返済による支出	17,298
財務活動によるキャッシュ・フロー	163,915
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	76,199
現金及び現金同等物の期首残高	249,876
現金及び現金同等物の四半期末残高	326,075

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
会計処理基準に関する事項の変更	<p>1 棚卸資産の評価に関する会計基準の適用 通常の販売目的で保有する棚卸資産については、従来、貯蔵品については主として最終仕入原価法による原価法によっていましたが、当第1四半期会計期間より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、貯蔵品については主として最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。 これによる四半期財務諸表への影響はありません。</p> <p>2 リース取引に関する会計基準の適用 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する事業年度に係る四半期財務諸表から適用することができることになったことに伴い、当第1四半期会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 これによる四半期財務諸表への影響はありません。</p>

【簡便な会計処理】

	当第1四半期会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
1 一般債権の貸倒見積高の 算定方法	当第1四半期会計期間末の貸倒実績率等 が前事業年度末に算定したものと著しい 変化がないと認められるため、前事業年度 末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高 を算定しております。
2 固定資産の減価償却費の 算定方法	減価償却の方法として定率法を採用して いる固定資産については、事業年度に係る 減価償却費の額を期間按分して算定する 方法によっております。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第1四半期会計期間末 (平成20年6月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額は、51,484千円でありま す。	有形固定資産の減価償却累計額は、49,229千円でありま す。

(四半期損益計算書関係)

当第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次 のとおりであります。	
(千円)	
給料手当	52,586
賞与引当金繰入額	3,819
退職給付引当金繰入額	278
貸倒引当金繰入額	8,961

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照 表に記載されている科目の金額との関係	
(平成20年6月30日現在)	
(千円)	
現金及び預金勘定	326,075
現金及び現金同等物	326,075

(株主資本等関係)

当第1四半期会計期間末(平成20年6月30日)及び当第1四半期累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

1 発行済株式の種類及び総数

普通株式 69,734株

2 自己株式の種類及び株式総数

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

5 株主資本の金額の著しい変動に関する事項

当社は、平成20年6月10日付けで、株式会社光通信から第三者割当増資の払込みを受けました。この結果、当第1四半期会計期間において資本金が52,250千円、資本準備金が52,250千円増加し、当第1四半期会計期間末において資本金が968,150千円、資本準備金が575,200千円となっております。

(有価証券関係)

有価証券の四半期貸借対照表計上額その他の金額は、前事業年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

関連会社につきましては、損益等からみて重要性に乏しいため記載しておりません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期会計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

1 スtock・オプションに係る当第1四半期会計期間における費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2 当第1四半期会計期間に付与したストック・オプションの内容

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期会計期間末 (平成20年6月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
1株当たり純資産額 11,297.09 円	1株当たり純資産額 11,300.25 円

2 1株当たり四半期純利益金額等

当第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	319.59 円
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額	317.00 円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益(千円)	19,582
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	19,582
普通株式の期中平均株式数(株)	61,272
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益調整額(千円)	-
普通株式増加数(株)	502
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-

(重要な後発事象)

当第1四半期会計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年6月30日)

1 当社の取締役に対するストックオプションとしての新株予約権発行の件

当社は、平成20年7月10日開催の取締役会において、当社の取締役に対するストックオプションとしての新株予約権発行を決議し、平成20年7月29日開催の取締役会において、平成20年7月30日を割当日とし、当社取締役4名に対し、新株予約権3,800個を付与する決議がなされております。

当該新株予約権の発行の要領は、以下のとおりです。

- (1)新株予約権の割当日(発行日) 平成20年7月30日
- (2)新株予約権の割当対象者 当社取締役4名
- (3)新株予約権の総数 3,800個
- (4)新株予約権と引換えに金銭を払込むことの要否
新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しない。
- (5)新株予約権の目的である株式の種類及び数
普通株式3,800株とする。
各新株予約権の目的である株式数は1株とする。
なお、当社が合併、会社分割、株式分割(株式無償割当てを含む。)又は株式併合等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。
- (6)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算出方法
新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額(以下、「払込金額」という。)は、1株当たりの払込金額13,066円に、前記(5)に定める新株予約権1個の株式の数を乗じた金額とする。
なお、新株予約権発行日以降、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日以降、当社が時価を下回る価額で普通株式を発行する場合(新株予約権の行使によるものを除く。)、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

また発行日後に当社が他社と合併を行う場合、又は当社が会社分割を行う場合、並びに当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合、その他これらの場合に準じ、払込金額の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

- (7)新株予約権を行使することができる期間
平成22年7月12日から平成30年6月24日までとする(行使期間の最終日が銀行休業日にあたる時は、その直前の銀行営業日を行使期間の最終日とする。)
- (8)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
・新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
・新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記記載の金額を減じた額とする。

当第1四半期会計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年6月30日)

(9)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(10)新株予約権の行使の条件

・新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役、執行役、監査役もしくは従業員としての地位を有していることを要する。

但し、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。

・にかかわらず、対象者が取締役、執行役、監査役もしくは従業員としての地位を喪失した場合であっても、対象者である取締役、執行役、監査役もしくは従業員が「財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」に規定される関係会社又は子会社に転籍した場合には、本新株予約権を行使することができる。

(11)新株予約権の取得条項

・当社は、新株予約権の割当てを受けた者が権利を行使する条件に該当しなくなった場合及び新株予約権を喪失した場合にはその新株予約権を取得することができる。この場合、新株予約権は無償で取得するものとする。

・新株予約権割当日から新株予約権を行使することができる期間の開始日の前日までの間に、株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が一度でも割当日の終値の70%を下回った場合において、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

2 当社の従業員に対するストックオプションとしての新株予約権発行の件

当社は、平成20年7月10日開催の取締役会において、当社の従業員に対するストックオプションとしての新株予約権発行を決議し、平成20年7月29日開催の取締役会において、平成20年7月30日を割当日とし、当社従業員13名に対し、新株予約権1,700個を付与する決議がなされております。

当該新株予約権の発行の要領は、以下のとおりです。

(1)新株予約権の割当日（発行日） 平成20年7月30日

(2)新株予約権の割当対象者 当社従業員13名

(3)発行する新株予約権の総数

1,700個とする。なお、新株予約権を行使することにより発行又は移転される株式の総数は当社普通株式1,700株とする。

(4)新株予約権と引換えに金銭を払込むことの要否

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しない。

(5)新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1株とする。

但し、本議案の決議日（以下、「決議日」という。）後、当社が当社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合には、当該新株予約権に係る付与株式数は株式分割又は株式併合の比率に応じ比例的に調整する。

また、決議日後、当社が資本金の減少を行う場合等、当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本金の減少等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

当第1四半期会計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年6月30日)

(6)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算出方法

新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額(以下、「払込金額」という。)は、1株当たりの払込金額13,066円に、(5)に定める新株予約権1個の株式の数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権発行日以降、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日以降、当社が時価を下回る価額で普通株式を発行する場合(新株予約権の行使によるものを除く。)、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

また発行日後に当社が他社と合併を行う場合、又は当社が会社分割を行う場合、並びに当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合、その他これらの場合に準じ、払込金額の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

(7)新株予約権を行使することができる期間

平成22年7月12日から平成30年6月24日までとする(行使期間の最終日が銀行休業日にあたる時は、その直前の銀行営業日を行使期間の最終日とする。)

(8)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

・新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

・新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(10)新株予約権の取得条項

・当社は、新株予約権の割当てを受けた者が権利を行使する条件に該当しなくなった場合及び新株予約権を喪失した場合にはその新株予約権を取得することができる。この場合、新株予約権は無償で取得するものとする。

・新株予約権割当日から新株予約権を行使することができる期間の開始日の前日までの間に、株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が一度でも割当日の終値の70%を下回った場合において、当社取締役会が取得する日を定めるときは、当該日が到来することをもって、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

当第1四半期会計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年6月30日)

- (11)当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ・ 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ・ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ・ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を助案の上、(5)に準じて決定する。
 - ・ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に当該各新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、上記(6)に準じて決定する。
 - ・ 新株予約権を行使することができる期間
上記(7)に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記(7)に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ・ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(8)に準じて決定する。
 - ・ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - ・ 新株予約権の取得条項
上記(10)に準じて決定する。
 - ・ その他の新株予約権の行使の条件
下記(13)に準じて決定する。
- (12)新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- (13)その他の新株予約権の行使の条件
- ・ 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役、執行役、監査役もしくは従業員の地位を有していることを要する。
但し、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。
 - ・ .にかかわらず、対象者が取締役、執行役、監査役もしくは従業員の地位を喪失した場合であっても、対象者である取締役、執行役、監査役もしくは従業員が「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に規定される関係会社又は子会社に転籍した場合には、本新株予約権を行使することができる。

(リース取引関係)

前事業年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載しておりません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年 8月12日

ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社

取締役会 御中

優成監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 加藤 善孝 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 本間 洋一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているユニバーサルソリューションシステムズ株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第13期事業年度の第1四半期累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。